

統幕人教第153号
令和4年3月17日
一部変更 統幕人教第323号
令和5年4月21日

自衛隊サイバー防衛隊司令
統合幕僚学校長
統合幕僚監部各部長
統合幕僚監部首席参事官
統合幕僚監部参事官
統合幕僚監部報道官
統合幕僚監部首席法務官
統合幕僚監部首席後方補給官
殿

統合幕僚長
(公印省略)

統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊に勤務する隊員の勤務時間の
運用について（通達）

標記について、別添によるほか、別紙のとおり定め、令和4年3月17日から
実施する。

なお、統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊に勤務する隊員の勤務時間
の運用について（通達）（統幕人教第166号。30.3.16）は廃止する。

添付書類：1 別紙

- 2 人1第2476号（4.4.21）
- 3 人1第6311号（18.6.30）
- 4 防人計第7492号（令和5年3月31日）

文書管理者：統合幕僚監部総務部人事教育課長 作成年月日：2023.4.21 保存期間：10年
保存期間満了日：2034.3.31 枚数7枚 配布先：宛先のとおり。11箇所

統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊に勤務する隊員の勤務時間運用要領

1 目 的

この要領は、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊に勤務する隊員の勤務時間の運用に関し、次の各号に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号。以下「施行規則」という。)
- (2) 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第43号。以下「事務官等訓令」という。)
- (3) 自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第65号。以下「自衛官訓令」という。)
- (4) 統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊に勤務する隊員の勤務時間及び休暇に関する達(平成20年自衛隊統合達第15号。以下「統幕達」という。)
- (5) 隊員の勤務時間の運用について(人1第2476号。4.4.21。以下「勤務時間運用通知」という。)
- (6) 早出遅出勤務等の運用について(人1第6311号。18.6.30。以下「早出遅出運用通知」という。)
- (7) フレックスタイム制による勤務時間の割振り又は日課の定め of 基準等について(通知)(防人計第7492号。令和5年3月31日。以下「フレックス運用通知」という。)

2 用語の定義

(1) 時差通勤勤務

事務官等訓令第2条第5項及び自衛官訓令第5条第3項の規定に基づく勤務時間の割振り又は日課の定め(以下「勤務時間の割振り等」という。)による勤務をいう。

(2) 早出遅出勤務

事務官等訓令第2条第6項及び第7項並びに自衛官訓令第9条第1項及び第2項の規定に基づく勤務時間の割振り等による勤務をいう。

(3) 割振り権者

統幕達第6条に規定する休暇承認権者をいう。

(4) 予算折衝等従事隊員

事務官等訓令第2条第7項の国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等の業務及び自衛官訓令第9条第2項の国際関係、予算折衝等の業務に従事する隊員をいう。

(5) フレックスタイム制勤務

事務官等訓令第2条第8項から第19項まで及び第26項並びに自衛官訓令第9条第3項から第9項まで及び第12項の規定に基づく勤務時間の割振り等による勤務をいう。

(6) 一般隊員

施行規則第44条第5項又は自衛官訓令第9条第3項の適用を受ける隊員をいう。

(7) 育児介護隊員及び対象障害者

施行規則第44条第6項又は自衛官訓令第9条第7項の適用を受ける隊員をいう。

(8) 医 官

自衛官訓令第9条第8項の適用を受ける隊員をいう。

(9) フレキシブルタイム

フレックスタイム制勤務において、始業又は課業開始及び終業又は課業終了の時刻を設定することができる時間帯をいう。

3 休憩時間の延長及び短縮

割振り権者は、勤務時間運用通知第11項第4号及び第5号、早出遅出運用通知第4第1項及び第2項並びにフレックス運用通知第2第3項及び第4項の規定により、休憩時間の延長及び短縮をすることができるものとする。

4 早出遅出勤務等

(1) 時差通勤勤務

ア 早出遅出勤務運用通知別紙の第1第1項の規定による指定は、割振り権者が行うものとする。

イ 割振り権者は、業務等に支障のない範囲で、付紙様式の勤務時間の割振り等指定簿（以下「指定簿」という。）により、当該指定簿が適用される月（以下「適用月」という。）の前月の末日までに指定するものとする。

ウ 通勤状況、業務等により指定後に訂正があった場合は、指定簿の訂正箇所を一線で抹消・修正し、割振り権者の姓を記入するものとする。

エ 割振り権者は、イ又はウの規定に基づき指定簿を作成又は訂正したときは、適用月の末日までの間、当該指定簿を見やすい場所に掲示する等により、該当する隊員に周知するものとする。

(2) 早出遅出勤務

ア 勤務時間の割振り等

早出遅出運用通知別紙の第2第1項及び第7項の規定に基づく勤務時間の割振り等は、同1項各号に掲げるとおりとする。

イ 請求に係る早出遅出勤務

- (ア) 事務官等訓令第2条第6項及び自衛官訓令第9条第1項の規定に基づく請求に係る承認は、請求に係る事由についての証明書類等を確認し、割振り権者が行うものとする。
 - (イ) 隊員が(ア)の請求を行う場合は、次の各項目に掲げる区分に応じて、当該各項目に定める証明書類を添付するものとする。また、事務官等訓令第2号第6項第5号に係る請求の場合は、割振り権者が必要と認める場合添付する。
 - a 事務官等訓令第2条第6項第1号から第3号及び自衛官訓令第9条第1項第1号から第3号に係る請求の場合
戸籍抄本、住民票等
 - b 事務官等訓令第2条第6項第4号及び自衛官訓令第9条第1項第4号に係る請求の場合
通学証明書、受講証等
 - c 事務官等訓令第2条第6項第5号に係る請求の場合
請求に係る事由に関するもの（確認する必要を認める場合のみ。）
 - (ウ) 割振り権者は、早出遅出運用通知別紙の第3第3項の規定に基づき、同別紙様式第4の早出遅出勤務承認・不承認通知書により隊員に通知したときには、前号イからエまでの規定を準用し、指定簿を作成し、勤務時間の割振り等を行うものとする。
 - (エ) (ウ)の規定は、早出遅出運用通知別紙の第3第3項の規定に基づき、隊務又は公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなり、同別紙様式第5の隊務（又は公務）の運営に支障が生じる日の通知書により通知する場合について準用する。
- ウ 予算折衝等従事隊員の疲労蓄積防止等のための早出遅出勤務
- (ア) 早出遅出運用通知別紙の第2第7項の規定による指定は、割振り権者が行うものとする。
 - (イ) 前号イからエまでの規定は、(ア)の規定に基づき早出遅出勤務を指定する場合について準用する。

5 フレックスタイム制勤務

(1) フレックス隊務制勤務の勤務時間の割振り等

フレックス運用通知第1第3項に規定するフレックスタイム制適用隊員に対する勤務時間の割振り等は、割振り権者が行うものとする。

(2) 標準勤務時間

フレックス運用通知第1第8項第2号に規定する標準勤務時間は、8時30分から17時15分（休憩時間は、12時から13時）とする。

(3) フレックスタイム制勤務に係るコアタイム及び休憩時間

原則として、付表のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、割振り権者が定める。

(4) フレックスタイム制勤務に係る申告等

ア 申告

フレックスタイム制勤務を希望する隊員は、フレックス運用通知別紙様式第8の申告・割振り簿により、フレックスタイム制勤務の単位期間の開始日の前日までに申告するものとする。

イ 割振り

割振り権者は、アの申告があった場合、フレックス運用通知別紙様式第8の申告・割振り簿により単位期間の開始前までに勤務時間の割振り等を行い、申告した隊員に示すものとする。

(5) 単位期間の開始日

前号アの規定によりフレックスタイム制勤務の申告をした隊員については、フレックスタイム制勤務の適用を受ける場合の単位期間の開始日を同一の日とし、月曜日とすることを基準とする。ただし、これにより難しい場合は、割振り権者により別に定める。

6 その他

(1) 本通達に基づき割振り権者が作成する指定簿、申告・割振り簿及び各種通知書並びに隊員が作成する各種請求書、申出書、状況変更届及び申請書の保存期間は3年とし、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊の会計事務に関する達（平成20年自衛隊統合達第12号）第9条に規定する勤務状況管理者が管理するものとする。

(2) 統合幕僚学校長及び自衛隊サイバー防衛隊司令は、前各項の規定により難しい事情がある場合は、統合幕僚長と調整するものとする。

所属班室等：

[illegible]

3 予算折衝等従事隊員に係る早出遅出勤務・・・下表のいずれかの番号に加え、「Y」と記入 例) 「㊥Y」

※ 休憩時間：①～②0715～0815、③～⑥1130～1230、⑦～⑩1200～1300、⑪～⑭1230～1330、⑮～⑳1715～1815

付 表

区分	勤務時間及び日課		休憩時間	休養日 及び 週休日
	コアタイム	フレキシブルタイム		
一般 隊員	1000～1200※1	0500～1000、 1200～2200	連続する4時間30分 (割振り権者が隊務の 運営並びに隊員の健康 及び福祉を考慮して支 障がないと認める場合 は6時間30分)の勤 務時間を超える前に休 憩時間を30分以上置 くこととする。	日曜日及び 土曜日
育児 介護 隊員 ・医官	1300～1500※2	0500～1300、 1500～2200		日曜日及び 土曜日 申告がある 場合は上記 以外に1日

※1 割振り権者は、事務官等訓令第2条第8項第1号イ及び自衛官訓令第9条第4項第1号イの規定に基づき、週1日（休日を除く月曜日から金曜日の間）を限度として、コアタイムの設定時間帯に関わらず、2時間を下回る勤務時間（最小勤務時間は15分間）を設定することができる。

※2 育児介護隊員又は医官であって週休日の申告をしなかった隊員は、週1日（休日を除く月曜日から金曜日の間）を限度として、コアタイムの設定時間帯に関わらず、2時間を下回る勤務時間（最小勤務時間は15分間）を設定することができる。